

～市内の成長特区※ 進出企業の  
地方税（府税・市税）が「最大ゼロ」に！！～

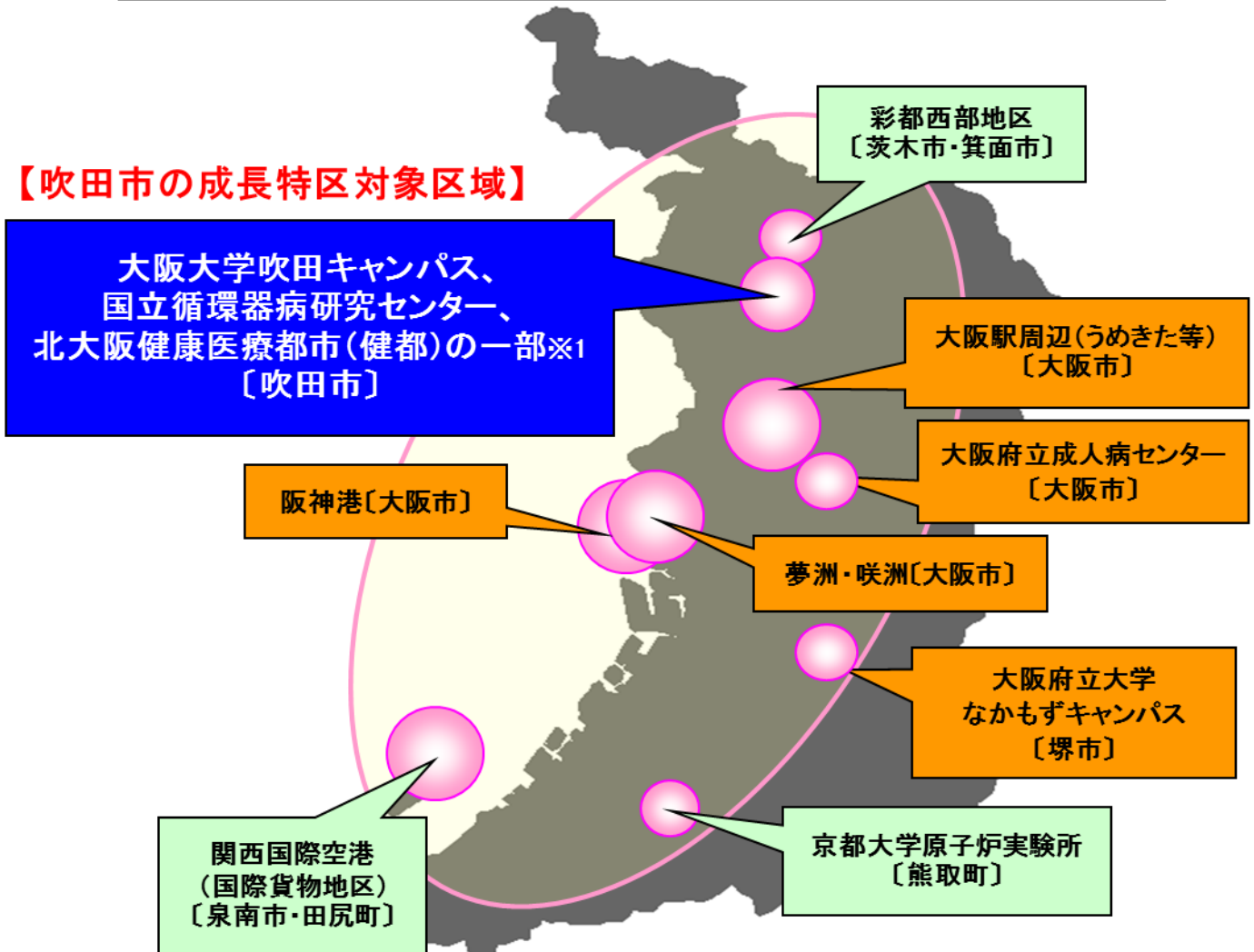
## 成長特区における優遇税制の御案内

※「成長産業特別集積区域」の略

吹田市の「成長特区」が平成28年7月15日からスタートしました！  
大阪府の「成長特区優遇税制」と連携し、成長特区に進出する企業を応援します

### 大阪府の成長特区税制対象区域

#### 【吹田市の成長特区対象区域】



※1 詳細はお問い合わせ下さい。

※ 上記区域の他にも一部、大阪府の特区税制対象区域に含まれる地域があります。

吹田市の対象区域（大阪大学吹田キャンパス、国立循環器病研究センター、北大阪健康医療都市（健都）の一部）

では地方税が「最大ゼロ」に

## 制度の概要について

◆成長地域に進出し、成長産業事業計画の認定を受け、ライフサイエンスや新エネルギーに関する事業を行った事業者に対し、市税の軽減措置を行います。

### 【対象区域】

国立循環器病研究センター、大阪大学吹田キャンパス、  
北大阪健康医療都市（健都）の一部（詳細はお問い合わせください）

### 【対象事業】

「ライフサイエンス分野」「新エネルギー分野」関係事業、両分野を支援する事業  
⇒大阪府の成長産業事業計画の認定を受けた事業

### 【対象税目・軽減内容】

法人市民税、固定資産税・都市計画税、事業所税

⇒ 市外から成長特区に新たに進出した場合、最大5年間ゼロ+5年間1/2

（市内からの移転等の場合、従業者数及び事業所床面積の増加割合に応じて軽減）

※大阪府の優遇制度では、法人府民税・法人事業税、不動産取得税の軽減を受けることができます

### 【事業計画の認定方法・期間】

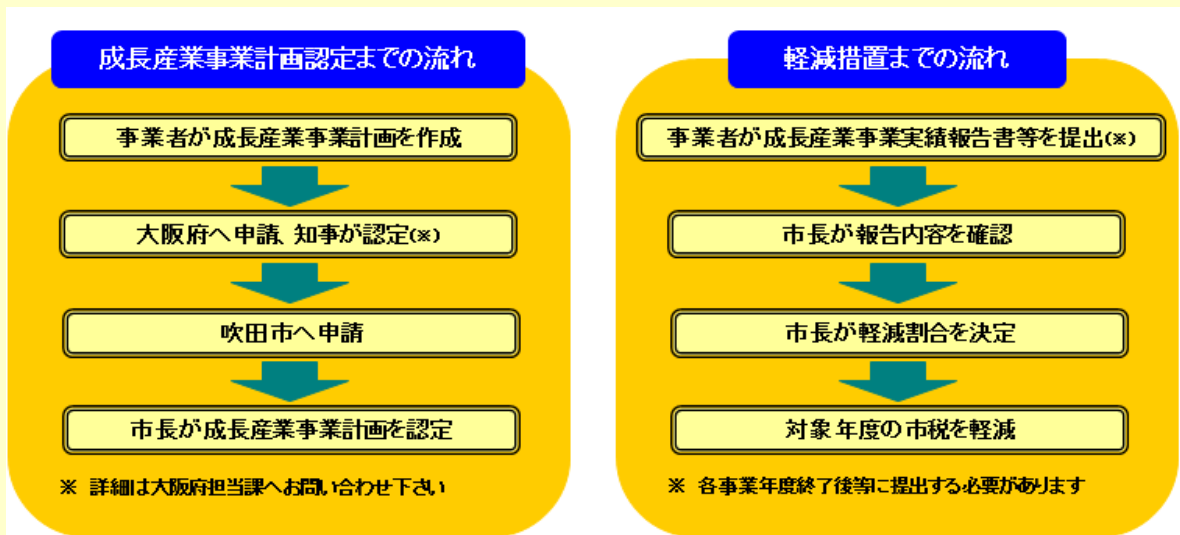
事業者作成の「成長産業事業計画」について市長が認定

（「成長産業事業計画」について、令和8年3月31日までに大阪府知事の認定を受けていることが必要）

### 【軽減措置の手続】

「成長産業事業計画」の認定を受けた事業者が毎年度、認定成長産業事業実績報告書及び認定成長産業固定資産状況報告書を市長に提出し、その内容に基づき市長が決定する割合に応じて市税を軽減

※各項目についての詳細はお問い合わせ下さい



### 【お問い合わせ窓口】

吹田市 都市魅力部 地域経済振興室 企業振興・融資担当  
〒564-8550 吹田市泉町 1-3-40  
TEL：06-6170-7217 FAX：06-6384-1292  
E-mail：sanro\_s@city.suita.osaka.jp